

大槌町防災行政無線設備更新工事プロポーザル実施要領

1 工事の目的

大槌町地域防災計画等に基づき、災害情報の伝達及び収集を迅速かつ的確に行うために、既設防災行政無線設備を機能強化した新デジタル方式により再整備を行い、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、地域における防災、救援及び災害復旧等の活用と平常時の広報活動並びに防災行政連絡等に活用し、行政サービスの更なる向上を図ることを目的とします。

2 プロポーザルの目的

大槌町防災行政無線設備更新工事を発注するにあたり、価格のみの競争ではなく、公募型プロポーザル方式により企画提案を広く募集し、最も優れた施工能力、技術力及び経験、保守運用等の観点から最適な施工事業者の選定をプロポーザル方式で実施し、施工の完成度を高めるとともに、適正な工事費等で整備する創造性、機能性、実現性のある提案力、取り組みの姿勢等を有する者を選定することを目的とします。

また、本工事は、原則的に「大槌町防災行政無線設備更新工事特記仕様書」（以下「特記仕様書」という。）に基づき実施することとしますが、本プロポーザルにおいて、特記仕様書で示す各装置の機能・操作性の更なる向上と設備整備後における保守、障害発生対応（緊急時の体制）、費用抑制についての提案募集を行います。

3 工事の概要

(1) 工事名

大槌町防災行政無線設備更新工事

(2) 工事内容

防災行政無線設備更新工事（詳細は別紙「特記仕様書」のとおり）

(3) 対象区域

大槌町全域

(4) 履行期間

契約締結の日から令和8年3月20日まで

(5) 見積提案上限額

¥500,840,000円（消費税及び地方消費税相当額は含まない。）

この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、本事業に掛かるすべての費用を含んだ規模を示すものである。

4 参加資格

(1) 参加者の構成等

技術提案書を提出する者（以下「提出者」という。）は、評価基準日（令和5年8月29日）において、次の各号に掲げる要件を満たしている単独企業、又は2者によって結成された特定建設工事共同企業体（以下「JV」という。）とする。なお、JVによる参加の場合は、製造かつ施工を一貫して行う者を代表者（以下「JV代表者」という。）とする。

(2) 単独企業、又はJV代表者に共通する参加要件

単独企業、又はJV代表者は、次項（5 提案者の資格要件）に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

5 提案者の資格要件

提案者は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 本公告日にて、大槌町入札参加資格者名簿に建設工事（電気通信工事）として登録されていること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下、「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の申立てを受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 岩手県及び大槌町の指名停止期間中でないこと。

なお、公告日から契約締結日までに岩手県及び大槌町の指名停止措置を受けた場合には、本プロポーザルの参加資格を失うものとする。

(5) 大槌町暴力団排除条例（平成27年条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

(6) 参加表明書提出時において、地方税、事業税、国税（法人税、消費税及び地方消費税等）及び町税を滞納していない者であること。

(7) 建設業法第3条（昭和24年法律第100号）に基づく、電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(8) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に規定する監理技術者（電気通信工事）の資格を有する者を専任で配置できること。また、当該監理技術者は、本資格確認申請のあった日において、3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(9) 単独企業、又はJV代表者の建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の審査の結果（経営規模等審査結果通知書・総合評定値通知書<有効期限内にある直近のもの>）における電気通信工事の総合評価値が1,200点以上であること。

(10) 過去5年以内にデジタル同報系無線（QPSK方式）整備工事又はデジタル移動系無線（4値FSK方式）整備工事のいずれかにおいて、事業規模が1億円以上（消費税及び地方消費税含まない）の元請完工実績を有していること。当該実績については工事が完成したもので、かつ一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録されているものであり、単独企業、又はJV代表者は、自らが製造かつ施工を一貫して行った元請実績とする。

(11) 日本工業標準調査会「品質マネジメントシステム」による認証資格を有する者であること。

(QMS: Quality Management System: ISO9001)

(12) 日本適合性認定協会「環境マネジメントシステム」による認証資格を有する者であること。

(EMS: Environmental Management System: IS014001)

- (13) 「情報システムセキュリティ管理適合性評価制度」による公的外部機関の承認を有する者であること。(ISMS: Information Security Management System: JISQ27001) 又は、(財)情報処理開発協会「個人情報保護に関する事業者認定制度」による認証を有する者であること。(プライバシーマーク: JISQ15001)
- (14) 電波伝搬調査用実験試験局(60MHz帯のQPSK方式及び260MHz帯の4値FSK方式)の免許(二重免許でも可とする)を有すること。
- (15) 電波法(昭和25年法律第131号)第24条の2に定める登録検査等事業者の登録を受けている者であり、「点検を行うことができる無線設備等に係る無線局の種別」に固定局及び基地局を含んでいること。
- (16) 工事期間及び契約不適合責任期間の運用保守については、実施体制内の協力企業でも可とする。ただし、運用保守においては以下の条件を満たすこと。
ア 大槌町役場から3時間以内に到着可能な保守拠点を有すること。
イ 保守拠点に、第一級陸上特殊無線技士又は第二級陸上特殊無線技士の無線有資格者を在籍させること。
- (17) JV構成員は、JV解散後の保守点検費及びランニングコストについて、提出した見積書(大槌町防災行政無線設備保守点検費、大槌町防災行政無線設備ランニングコスト内訳書)の金額及び記載内容を継承し、責任を持つものとする。なお、情勢の変化に伴う物価高騰等があった場合はこの限りではない。
- (18) 本工事の設計業務受託者である下記の者(以下「当該受託者」という。)でないこと、及び当該受託者と資本または人事面において関連がある者ではないこと。
受託者の名称(受託者の所在地)
株式会社東鳳電通設計事務所(青森県青森市青葉一丁目2番地11ルグラン奥野A-7)
なお、「当該受託者と資本又は人事面において関連がある者」とは、次のア又はイに該当するものである。
ア 当該受託者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
イ 参加希望者の代表権を有する役員が、当該受注者の代表権を有する役員を兼ねている者

6 JVの構成員に関する参加要件

JVでの参加の場合、その構成員(以下「構成員」という。)は、次の全てを満たす者であること。

- (1) JV代表者1者と構成員1者の2者で共同企業体を結成すること。
(2) 結成方式は、自主結成とすること。
(3) JV代表者の出資比率が、構成員の出資比率を上回っていること。
(4) 構成員の出資比率は30%以上であること。
(5) 公告日において、令和5年度の大槌町建設工事(電気通信工事)に登録があること。
(6) 構成員は、建設業法第3条第1項の許可に係る本社(主たる営業所)の所在地が岩手県内にあること。
(7) JV代表者及び構成員は、他のJVの構成員として、又は単独で本プロポーザルに参加する

ことはできない。

(8) 前項5の(18)と同じ条件とする。

7 監理技術者・現場代理人・担当技術者

次に掲げる全ての要件を満たす者を専任で配置できること。

(1) 監理技術者

ア 第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有する者

イ 電気通信工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（過去5年以内に監理技術者講習を受講していること）を有する者、又は、1級電気通信工事施工管理技士若しくは2級電気通信工事施工管理技士の資格を有する者

ウ デジタル同報系整備工事又はデジタル移動系整備工事において、監督的な実務経験を有する者

エ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

（恒常的な雇用関係とは、本工事公告日以前に、3か月以上の直接雇用関係にあることをいう。）

オ 当該技術者は、JVでの参加の際はJV代表者から選出すること。

(2) 現場代理人

ア 第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有する者

イ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

（恒常的な雇用関係とは、本工事公告日以前に、3か月以上の直接雇用関係にあることをいう。）

ウ デジタル同報系整備工事又はデジタル移動系整備工事において、監督的な実務経験を有する者が望ましい。

(3) 担当技術者

ア 第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有する者

イ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者

（恒常的な雇用関係とは、本工事公告日以前に、3か月以上の直接雇用関係にあることをいう。）

ウ デジタル同報系整備工事又はデジタル移動系整備工事において、実務経験を有する者が望ましい。

(4) 監理技術者及び現場代理人等の兼務

監理技術者、現場代理人は、これを兼ねることができるものとする。

(5) 監理技術者等の変更

監理技術者、現場代理人、担当技術者は、本プロポーザル参加申込書で提出する書類に記載された配置予定技術者でなければならない。

原則として、配置予定技術者の変更は認められない。ただし、育休、病休、死亡、退職等の

極めて特別な場合において、事前に発注者の承諾を得た際にはこの限りではない。

8 実施スケジュール（予定）

項目	期限等
公告	令和5年8月10日(木)
参加表明の受付開始	令和5年8月14日(月)
現地見学会受付	令和5年8月10日(木)～8月17日(木)
現地見学会	令和5年8月18日(金)、8月21日(月)
質問の提出期限	令和5年8月23日(水)
質問の回答日	令和5年8月28日(月)
参加表明の受付期限	令和5年8月29日(火)
参加表明書資格審査結果の通知	令和5年9月1日(金)
技術提案書等の受付開始	令和5年9月4日(月)
技術提案書等の受付期限	令和5年9月14日(木)
ヒアリング日時・場所の通知	令和5年9月15日(金)
選考委員会及びヒアリング	令和5年9月22日(金)
優先交渉権者の公表及び仮契約	令和5年10月上旬
契約締結（予定）	令和5年10月中旬

9 発注者及び事務局（問い合わせ先）

(1) 発注者 大槌町

(2) 事務局 大槌町防災対策課 担当 三浦・古川

〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号

TEL 0193-42-8781 FAX 0193-42-3855

URL <https://www.town.otsuchi.iwate.jp>

E-mail bosai@town.otsuchi.iwate.jp（専用アドレス）

10 提出書類の作成及び提出

(1) 参加申込書の提出

ア 提出書類

(ア) 公募型プロポーザル方式参加表明書（様式1：1部）

(イ) 参加資格に関する誓約書（様式2：1部）

(ウ) 特定委託共同企業体協定書（様式3：1部）

※JVとして、事業を応募する場合に提出する。

(エ) 特定委託共同企業体使用印鑑届（様式4：1部）

※JVとして、事業を応募する場合に提出する。

(オ) 会社概要書（様式5：1部、JV参加の場合、構成員全ての分を提出すること。）

(カ) デジタル防災行政無線実績調書（様式6：1部、JV参加の場合、構成員全ての分を提出すること。）

同種工事实績が認められる場合に調書を提出すること。また、コリンズや契約書の写しなど、工事实績が確認できる資料を添付すること。

- (キ) 暴力団排除誓約書（様式7：1部）
- (ク) 配置予定の監理技術者、現場代理人及び担当技術者の職歴書・資格者証の写し
- (ケ) 経営規模等評価結果通知の写し
- (コ) 実験試験局免許状の写し
- (サ) 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項による点検事業者（登録点検事業者の資格を有するもの）の登録を証明する書類の写し
- (シ) ISO9001「品質マネジメントシステム」、ISO14001「環境マネジメントシステム」、JISQ27001「情報システムセキュリティ管理適合性評価制度」又は、JISQ15001「個人情報保護に関する事業者認定制度」に基づく認証登録証の写し

イ 提出期間 令和5年8月14日(月)～8月29日(火)まで

ウ 提出場所 事務局（大槌町防災対策課）

(2) 技術提案書について

本工事は、原則として当該特記仕様書に基づき施工するものとし、無線回線に係る通信方式及び回線構成、固定局、基地局、簡易中継局、再送信子局、屋外拡声子局等の規模及び設置場所、各設備の基本的な仕様・性能・操作性、指定する部材等は、当該特記仕様書のとおりとする。

よって、提案内容は、当該特記仕様書で示す各設備の機能や操作性をより向上させるための提案をはじめ、設備の効果的かつ効率的な運用方法等機能面の提案、障害発生時の早期対応や取組についての提案、及び、保守費の低減化につながる方法の提案を求めるものとする。

(3) 技術提案書の提出

ア 提出書類

- (ア) 技術提案書提出届（表紙は様式8：1部）
 - a 技術提案（操作性の提案）（任意様式：3部）
 - b 技術提案（システム構成の提案）（任意様式：3部）
 - c 技術提案（保守点検と体制の提案）（任意様式：3部）
- ※それぞれの提案の任意様式は、A4版2ページ相当までとする。
- (イ) 工程表（任意様式：3部）
 - (ウ) 実施体制（任意様式：3部）
 - (エ) 監理技術者調書（様式9：3部）
 - (オ) 現場代理人調書（様式10：3部）
 - (カ) 担当技術者調書（様式11：3部）
 - (キ) 工事費見積書（様式12：1部）
 - (ク) 工事費見積内訳書（任意様式：1部、特記仕様書の別紙 工事費内訳書を参照）
 - (ケ) 保守点検見積書（様式13：1部）
 - (コ) 保守点検見積内訳書（任意様式：1部）
 - (サ) ランニングコスト見積書（様式14：1部）
 - (シ) ランニングコスト見積内訳表（15年間、様式15：3部）

イ 提出期間 令和5年9月4日(月)～9月14日(木) 17時

ウ 提出場所 事務局 (大槌町防災対策課)

(4) 提出方法

提出期限内に事務局へ持参又は郵送により提出するものとする。郵送の場合は簡易書留郵便等、配達完了の確認ができる方法とし、期限までに必着とすること。

なお、持参の場合は、土日祝日を除く平日の9時から17時までとする。(ただし、12時から13時までの間は除く。)

(5) その他

ア 文字サイズは、10.5ポイント以上とし、図表を挿入する場合は、判読可能なものとする。

また、図面等はA3版でも可とするが、A4版に折り込み、2ページ相当とする。なお、専門知識を有しない者にも理解できるよう、分かりやすい表現で作成するよう努めること。

イ 使用する封筒は、A4サイズが折らずに入るものとする。

(6) 独自提案に係る見積書(任意様式)

費用を要する独自の提案がある場合、事業費見積書とは別に独自提案内容に係る見積もりを提出すること。

11 現地見学会の開催

本プロポーザルへの参加表明事業者のうち、希望者に対して既設防災行政無線設備の一部の現地見学会を開催する。

(1) 開催日時

令和5年8月18日(金)、又は、8月21日(月)の9時から17時までのうち1時間程度

(2) 申込み期間

令和5年8月10日(木)～8月17日(木) 17時まで

(3) 申込み先

事務局 (大槌町防災対策課)

(4) 申込み・受付方法

ア 担当者に電話連絡を行い、見学会の開催日程について調整を行うこと。

イ 見学会当日は開始10分前までに大槌町役場2階防災対策課にて受付を行うこと。

ウ 参加人数は1事業者につき2名を上限とし、事業者毎に実施する。

(5) 見学内容

ア 既設親局設備が設置されている大槌町中央公民館の防災無線室及び屋上

イ 既設中継局は、写真資料による確認とする。

(6) 留意事項

ア 現地見学会への参加は任意であり、参加要件ではない。

イ 既設設備への接触や機器の接続は認めない。

ウ 既設設備の外観と操作卓のトップ画面のみ撮影可能とする。

エ 質問は「13 質問及び回答」によるものとし、見学・閲覧時の質問は受け付けない。

12 参加表明書資格審査結果の通知及び技術提案書等の受付開始

事務局は、本プロポーザルに応募した参加者に、参加表明書資格審査結果を通知する。
なお、通知方法については、通知文章の郵送及び担当者へのメールでの連絡とする。

13 質問及び回答

(1) 仕様書及び技術提案書等の作成及び提出に必要な事項並びに工事に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問並びに提案内容に関わる質問は一切受けつけない。なお、仕様書及び技術提案書等に関して質問がある場合には、事務局に提出すること。

(2) 質問の提出方法は、「特記仕様書及び技術提案書等に関する質問書（様式16）」に記載の上、担当部署へFAXまたは電子メールで送信すること。

(3) 質問期限は、令和5年8月23日(水)17時までとする。

なお、質問は1社につき1回までとし、電話での質問、期限を過ぎた質問は受け付けない。

(4) 質問への回答は、令和5年8月28日(月)に大槌町ホームページ内において回答するものとする。

なお、質問内容が不明確なものや提案については回答しないことがある。

14 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日 令和5年9月22日(金)

実施順及び時間割は、技術提案書等の提出時に抽選を行い、決定する。

抽選の順番は、技術提案書等の受付順とし、持参の場合は技術提案書等の持参者が、郵送の場合は町担当者が、それぞれ順番を記入したくじを引き決定するものとする。実施順及び時間割等決定後、技術提案書等提出者全員に対して、郵送及び電子メールにより通知する。

なお、技術提案書等の提出者が1社のみの場合でもプレゼンテーションを実施のうえ、受注候補者を選定する。

(2) 実施会場

大槌町役場3階大会議室

(3) 実施方法

ア 時間は40分以内(提案説明20分以内、質疑応答10分以内、準備・片付け10分以内)とする。

イ 出席者は3名以内とし、提案説明及び質疑応答に対応する者は本事業に携わる営業担当、監理技術者、現場代理人、担当技術者のみとする。ただし、準備及び撤収作業の人員は含まない。

なお、営業担当とは、技術提案書届に記載のある連絡担当者をいう。

ウ 受付時に、本人及び所属が確認できる写真付き身分証を提示すること。

エ スクリーン及びプロジェクターによりスライド投影する図や表は、提出書類を用いて行い、当日の差替え、追加資料は認めない。

オ スクリーン及びプロジェクター(HDMI端子)は大槌町で用意する。その他の必要なパソコンやケーブル等がある場合は持参すること。

15 優先交渉権者の選定方法

- (1) 選考委員会により、別添「大槌町防災行政無線設備更新工事プロポーザル審査基準」に基づき、本プロポーザルにおける優先交渉権者の順位を選定する。なお、採点が同点となった場合には、選考委員会で協議して決定する。
- (2) 技術提案者は、ヒアリング時にパワーポイント等を用いて説明を行うことができるが、技術提案書に記載されている内容以外の説明を行ってはならない。また、明らかに技術提案書以外の説明であると認められた時点において、事務局は技術提案者の退出を求めることができる。
- (3) 参加申込者が1社であったとしても、選考委員会によって審査は実施する。

16 優先交渉権者との契約

優先交渉権者が選定されたのち、事務局と優先交渉権者は、大槌町財務規則第119条の規定に基づいて作成された予定価格書の範囲内で、優先交渉権者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行う。

優先交渉権者との契約締結が不調となった場合には、前項において順位付けした候補者の順に契約候補の相手方とする。

17 選考結果の公表

事務局は、契約締結後速やかに大槌町ホームページ内において、本プロポーザルの選考結果を公表するものとする。

また、審査結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

18 失格要件

参加申込書及び技術提案書に虚偽の記載を行った場合には、参加申込書及び技術提案書を無効とする。また、提出された参加申込書及び技術提案書が下記のいずれかに該当する場合には、参加申込書及び技術提案書を無効とする。

- (1) 提出期間又は期限までに参加申込書及び技術提案書を提出できなかった場合
- (2) 参加申込書、技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
- (3) 発注者名、工事名、提出業者名等に誤りがある場合
- (4) 参加申込書や見積書等、必要な個所に押印がなされていない場合
- (5) 見積提案上限額を上回る見積書（様式12）を提出した場合
- (6) この要領に定める手続き以外の手法により、選考委員又は事務局等の関係者に本プロポーザルに対する援助を直接または間接的に求めた場合

19 その他

- (1) 参加申込書及び技術提案書の作成及び提出、ヒアリングに要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された参加申込書及び技術提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び技術提案書は、大槌町に帰属するものとし、提案内容を業務上使用する場合がある。

- (3) 提出期限以降における参加申込書や技術提案書及び資料の差替え、再提出は認めない。
- (4) 技術提案書の内容については、当該工事の実施計画書に適切に反映するものとする。
- (5) 審査委員の構成、審査経過、詳細な評価基準は公表しないものとする。
- (6) プロポーザルに参加表明後に辞退をする場合、様式17の参加辞退届を提出すること。
なお、提出期限は、技術提案書受付期限までとする、